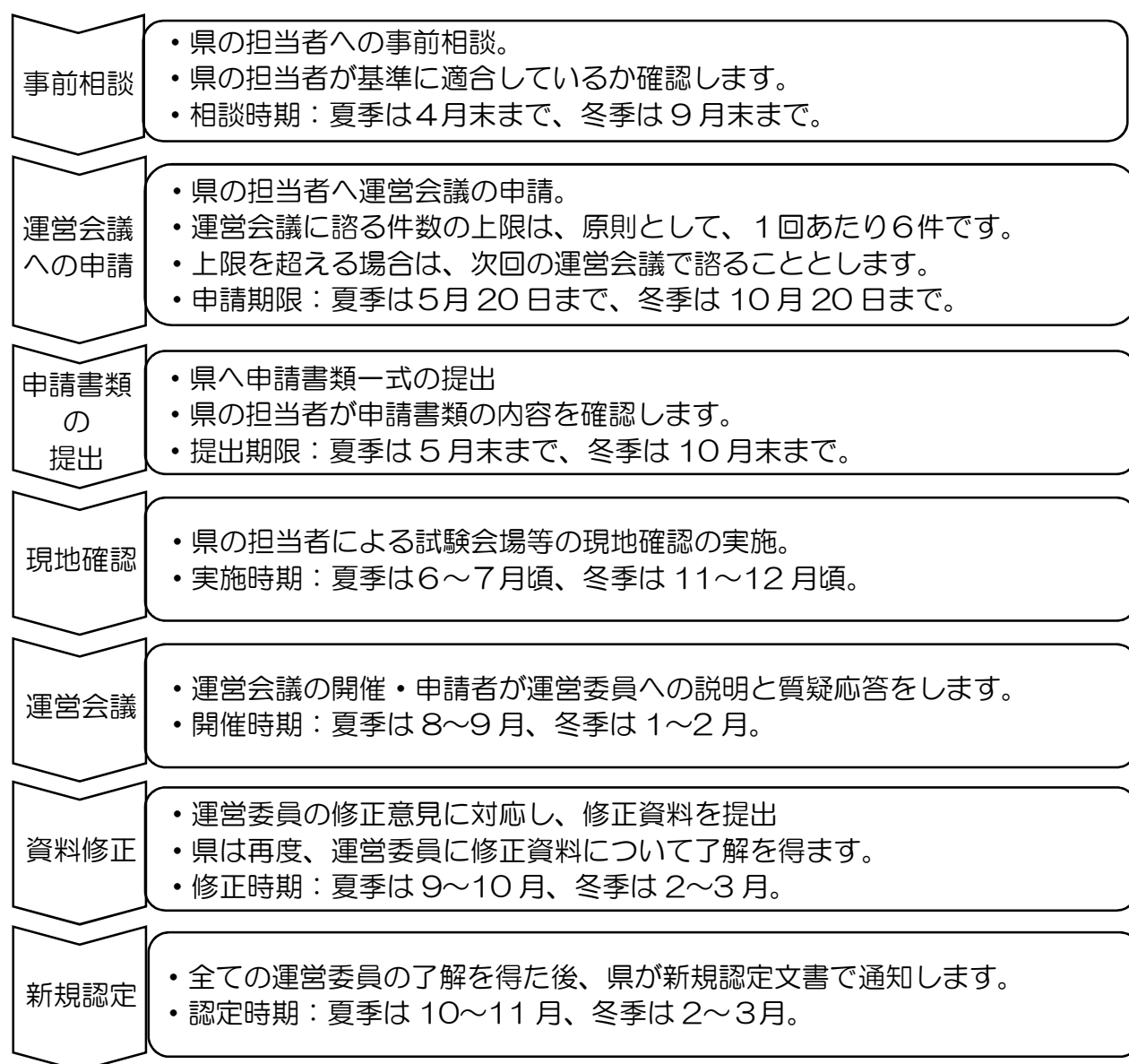


愛知県技能評価認定制度 新規認定までの流れ

技能評価の新規認定（大幅な変更）には、夏季（8～9月）と冬季（1～2月）の年2回開催する愛知県技能評価運営会議「以下「運営会議」という。」に諮る必要があります。

1 スケジュール

- 運営会議の4ヶ月程度前までに事前相談をしてください。
- 運営会議の2ヶ月前までに現地確認をする必要があるため、遅くとも会議の3ヶ月前までには申請書類一式を提出してください。
- 基準（要領第4）に適合するか、担当職員による書類の確認及び現地確認を経て、運営会議に諮ります。
- 運営会議後、指摘事項の修正を経て、会議後1ヶ月を目途に認定します。



2 新規申請に必要な主な提出書類

- ① 技能評価認定申請書（様式第1号）
- ② 認定技能評価実施計画書（様式第4号）
- ③ 社内検定実施規定
- ④ 試験実施要領
- ⑤ 社内検定運営組織図
- ⑥ 受検申込書
- ⑦ 社内検定結果通知書
- ⑧ 合格証書の様式
- ⑨ 学科試験問題（級別、作業別）・解答用紙・解答・採点用紙
- ⑩ 実技試験問題（級別、作業別）・解答用紙（ある場合）・解答・採点用紙・採点基準
- ⑪ 会社案内

3 注意事項

下記の場合、原則として、次回以降の運営会議で諮ることとします。

- ① 申請書類一式が「1 スケジュール 書類の提出」までに提出されない場合。
- ② 運営会議全体の申請件数が、1回あたり合計6件を超えている場合。